

ノーマライゼーションの経過と今後は？

当 HP で日本での法的側面から障害児・者の呼称、表記について調べ記載した。この際
と思い、世界的にはどうかもついでに調べてみた。概略的ですが、以下のことが解りまし
た。

こうした側面で最初に記されるのは、イギリスの「救貧法：1531」、「伊丽莎白救貧法：1601」
のようである。これらは、貧困者を強制的に出身地の教区に戻したり、働けそうな者は労
役場で働かせたり、それ以外は施設に収容保護するというもので、この法の対象の中に障
害者も含まれていたよう。

産業革命後、労働問題、都市環境問題等が生じると共に「新救貧法」が成立し、低賃金
労働者として工場に送ると共に、慈善事業としての救済も進んだよう。

第一次世界大戦後、傷痍軍人の社会復帰施策として、アメリカに「戦傷軍人リハビリテーション法：
1918 職業リハビリテーション法（スミス・フェス法）：1920」成立し、民間人も対象になっていったよ
う。ドイツに「ワイマル憲法：1919」が成立し、はじめて「全ての人に人たる値する生存を保
障する」という「生存権」が唱われたようである。

第二次世界大戦後、多くの傷痍軍人が生じ、その社会復帰が大きな社会問題となり、ア
メリカ以外の国でも障害者のリハビリテーションを目的とする法律が成立していったよう。また、国連
を中心とした「世界人権宣言：1948」、「児童権利宣言：1959」のように、人権擁護の機運
とあいまって、次第に各国で障害児・者の法的な整備が進んできたということのようであ
る。

一方、デンマークでは、施設に入所している知的障害者の親達が、「自分達の子どもも家族
と共に生活する権利がある」との訴えから「1959 年法」が制定され、この中で「ノーマライゼー
ション」の理念が掲げられたよう。そして、この成立に努力した社会省担当者のハング・ミケルセン
が「ノーマライゼーションの父」と呼ばれているとのこと。この理念が 1960 年代に世界に広がり、
それが国連の「知的障害者の権利宣言：1971」、「障害者の権利宣言：1975」、そして、単
に理念で終わらせないために「国際障害者年：1981」へと繋がったようである。

こうしてみると、まだまだ、世界的にも障害児・者の人権保障の社会的充実への過程に
あると云わざるをえない。

日本では、例えば、脱施設化が現実問題として取り組み出され、また支援費制度が今年
度から開始ということからみると、障害児・者一人一人の人権擁護がようやく序についた
というところであろうか。

この世界史的側面での情報もお待ちしています。